

# Weekly Report

第211号

平成25年 4月15日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

## 25年度改正で来年以降に適用される税制

### ◆26年に適用される主な改正

◎住宅ローン減税の拡充……消費税率の引上げが開始される4月から、10年間の最大控除額が400万円(認定住宅は500万円、震災被災者の再建住宅は600万円)に拡充されます。なお、消費税率引上げに伴う経過措置により税率5%での住宅取得(25年9月までに契約)には、現行の控除が適用されます。

◎日本版ISAの創設……上場株式等に係る軽減税率10%の廃止に伴い、5年間で最大500万円の非課税投資が可能となる日本版ISAが創設されます。

◎小規模宅地等の特例に係る要件緩和……構造上区分のある二世帯住宅などが適用対象となります。

◎印紙税の非課税範囲の拡大……4月から領収証等について、記載金額5万円未満は非課税となります。

### ◆27年に適用される主な改正

◎所得税の最高税率引上げ……課税所得4千万円超について、45%の税率を設けます。

◎相続税の基礎控除引下げと税率構造の見直し……基礎控除を「3千万円+600万円×法定相続人数」に引下げ、最高税率を55%に上げます。

◎小規模宅地等の特例に係る対象面積等の拡充……居住用宅地の対象面積が330㎡に拡大等されます。

◎贈与税の税率構造の見直し……最高税率を55%に上げる一方、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率が緩和されます。

◎相続時精算課税制度の対象者の見直し……受贈者に孫を加え、贈与者の年齢を60歳以上に引下げます。

◎事業承継税制の要件緩和等……\*親族以外の承継も対象、\*雇用維持要件は毎年ではなく5年間の平均で8割以上とする等、要件が緩和されます。

## 新設された「若者チャレンジ奨励金」

若年者の雇用対策として新設された「若者チャレンジ奨励金」の関心が高まっています。

この奨励金は、35歳未満の非正規雇用者を自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練を実施する事業主が一定要件を満たす場合に受けることができ、既に雇用している有期契約労働者等に訓練を行う場合にも活用できます。

支給額は、訓練期間中(3カ月以上2年以下)は1人月額15万円、さらに訓練終了後、正社員として雇用した場合は1年経過時と2年経過時に1人50万円(計100万円)が支給されます。

なお、25年度の時限措置です(予算額まで)。

## 4月の給与計算の前に確認を

4月の給与計算の前に、次のことを確認のうえ賃金台帳(源泉徴収簿)に転記しておきます。

◎新入社員からは、扶養親族の有無にかかわらず「扶養控除等(異動)申告書」を受理します。

◎子女の就職等で扶養親族数の変更があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」を受理。

◎定期昇給などを実施した場合は、新基本給に応じた残業手当の単価や諸手当の計算をします。

◎協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率および雇用保険料率は据え置きです。